

○小林市空き家等情報バンク制度要綱

平成23年8月25日

告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、小林市における空き家等の有効活用を通して、小林市民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する空き家又は空き地（空き家又は空き地となる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、利用希望者に対し提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確

認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳（様式第3号）に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録（以下「空き家バンク登録」という。）をしたときは、空き家バンク登録完了書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、空き家バンク登録をしていない空き家等で、空き家バンクへ登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（空き家バンク登録の取消し）

第6条 空き家等登録者は、当該空き家等に係る所有権その他の権利の移動又はその他の事由によりその取消しをしたいときは、空き家バンク登録取消届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録を取り消すものとする。

（1） 前項に規定する届出があったとき。

（2） 空き家バンク登録の日から起算して5年を経過したとき。ただし、当該空き家等登録者がその経過後改めて空き家バンクによる空き家等に関する登録の申込みを行った場合は、この限りでない。

（3） 第4条第1項及び前条の規定による書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為をしたとき。

（4） その他市長が必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家バンク登録取消通知書（様式第7号）を当該空き家等登録者に通知するものとする。

(空き家等情報の公開)

第7条 市長は、空き家バンク登録に関する情報の一部を、必要な範囲内で市のホームページ等により公開するものとする。

(利用希望者の登録申込み等)

第8条 利用希望者は、空き家バンク登録台帳の情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第8号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用登録(以下「利用登録」という。)の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳(様式第9号)に登録し、空き家バンク利用登録完了書(様式第10号)により当該申込者に通知するものとする。

(1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、小林市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他市長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録変更届(様式第11号)を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の取消し)

第10条 利用登録者は、その取消しをしたいときは、空き家バンク利用登録取消届(様式第12号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録台帳の登録を取り消すものとする。

(1) 前項に規定する届出があったとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 第8条第1項及び前条の規定による書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為をしたとき。

(4) 利用登録の日から起算して5年を経過したとき。ただし、当該利用登録者がその経過後改めて空き家バンク利用に関する登録の申込みを行った場合は、この限りでない。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第13号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（情報の提供等）

第11条 市長は、利用登録者から空き家バンク登録台帳に登録された情報の提供を求められた場合は、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定により情報を提供した場合は、当該情報の空き家等登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家等登録者は、情報の提供を受けた利用登録者に係る回答内容を市長に報告するものとする。

4 市長は、第4条第1項に基づき所有者等から提出された申込書において、仲介業者の紹介依頼があったときは、社団法人宮崎県宅地建物取引業協会を紹介するものとする。

（空き家等登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 市長は、空き家等登録者と利用登録者の空き家に関する交渉及び売買等の契約については、一切これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第13条 第4条第2項及び第8条第2項の規定により、市が保有する登録台帳に登録する個人情報の取扱いについては、小林市個人情報保護条例（平成18年小林市条例第11号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによ

る。

2 空き家等登録者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、業務終了後速やかに破棄又は消去し、適正な処置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

小林市長 様

空き家バンク登録申込書

住所

氏名



小林市空き家等情報バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申込みます。

- 1 契約交渉について、次のとおり①(直接型)又は②(間接型)のいずれかを選択します。
  - ① 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行います。
  - ② 契約交渉に関わる全てについて、(社)宮崎県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼します。併せて、(社)宮崎県宅地建物取引業協会への情報の提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(様式第2号)記載のとおりです。
- 3 登録内容は、個人情報を除いて小林市ホームページ等で公開することに同意します。
- 4 「利用登録者」への連絡先等の個人情報を提供することに同意します。

注(1) 小林市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用登録者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っておりません。仲介を希望される方は、(社)宮崎県宅地建物取引業協会への依頼をお勧めいたします。また、「所有者等」と「利用登録者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。

(2) 小林市個人情報保護条例(平成18年小林市条例第11号)の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、「利用登録者」への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

## 様式第2号(第4条関係)

(表面)

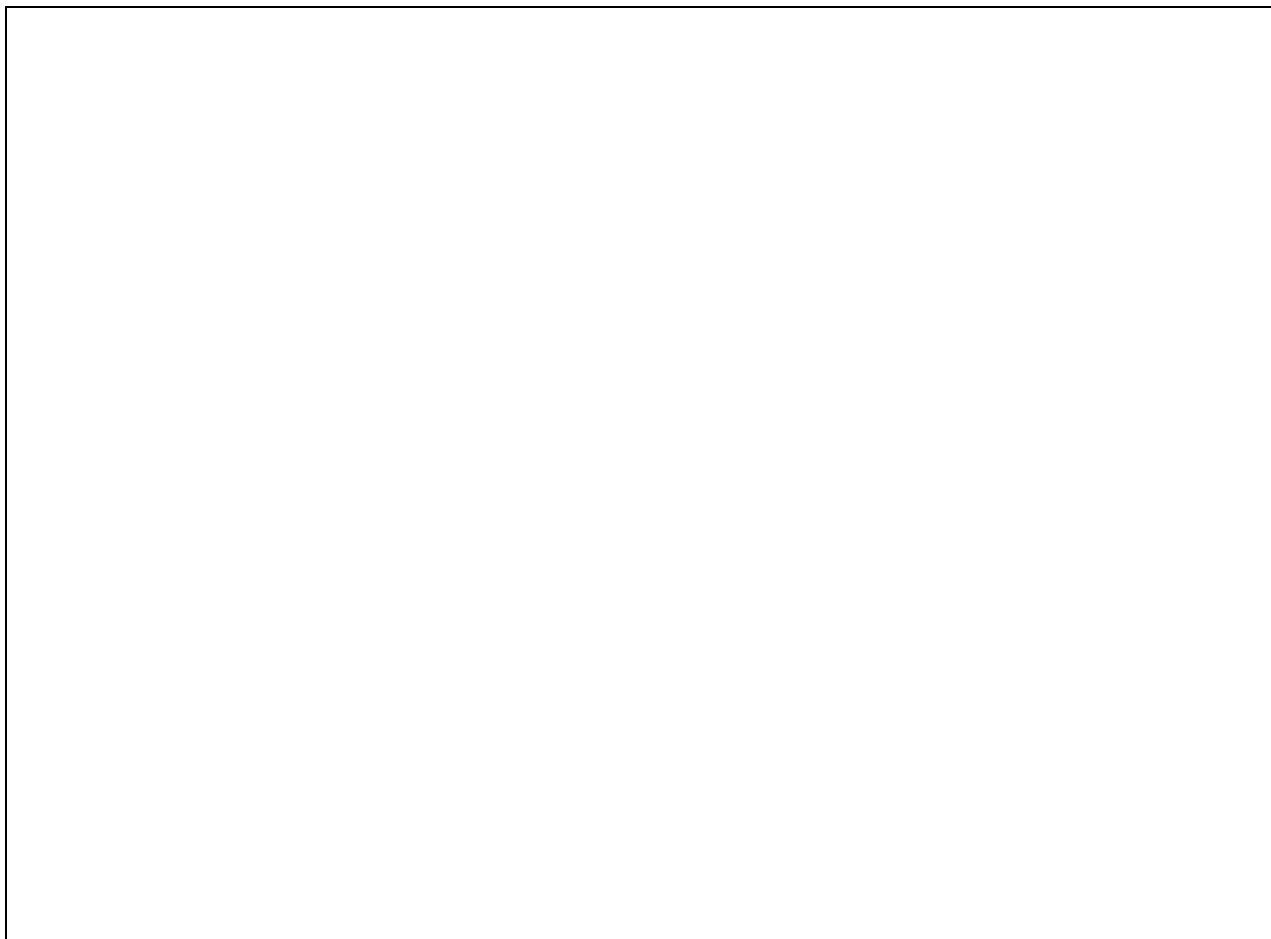
空き家バンク登録カード

受付番号【 】

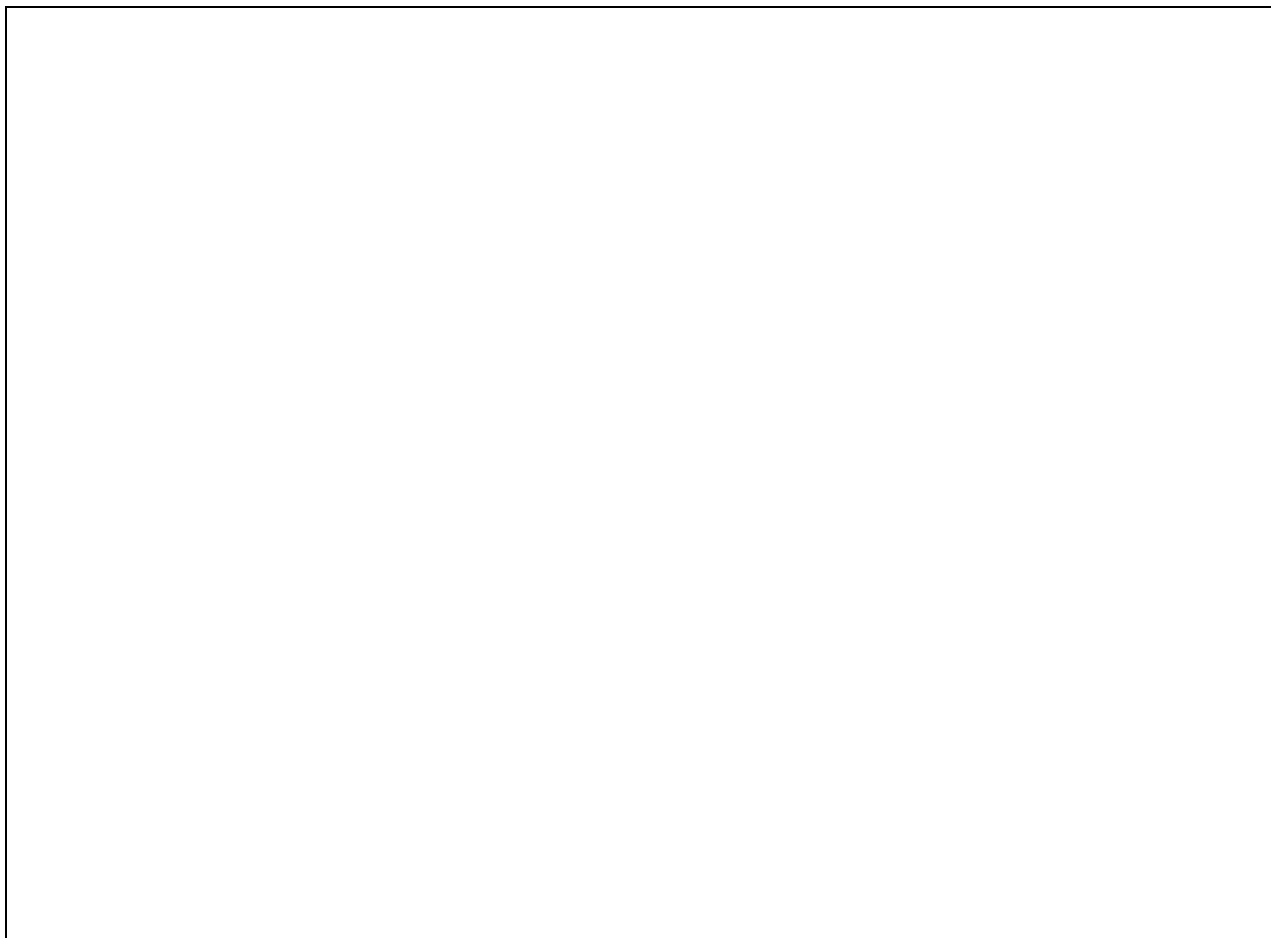
空き家の所在地		小林市
空き家の状況	権利関係	1 本人所有 2 その他( )
	用途	1 住宅 2 倉庫 3 その他( )
	構造	1 木造(平屋建て・階建て) 2 鉄筋鉄骨(平屋建て・階建て)
	建築面積	m <sup>2</sup> ( 坪)
	延床面積	m <sup>2</sup> ( 坪)
	建築時期	年頃(築 年経過)
	程度	1 即入居可 2 小規模改修必要(畳替、内装程度) 3 中規模改修必要(外装、窓、畳替、内装程度) 4 大規模改修必要(屋根替、トイレ、風呂、内外装、窓、畳替等) 5 その他( )
空き家になった時期		年頃(築 年経過)
敷地	権利関係	1 本人所有 2 その他( )
	面積	m <sup>2</sup> ( 坪)
	駐車場	1 可能( 台) 2 不可能
	家庭菜園	1 可能( m <sup>2</sup> ( 坪)) 2 不可能
設備関係	水道	上水道・簡易水道・井戸
	電気	休止中・廃止・その他( )
	ガス	プロパンガス(ガス配管：有・無 ガス台：有・無) 電気(IH)・その他( )
	空調	エアコン(有( 室)・無)
	風呂	電気・ガス・灯油・釜：シャワー(有・無)
	トイレ	水洗(下水道・浄化槽)・簡易水洗・汲み取り トイレ型式(洋式・和式)
賃貸、売買の意向及び条件		1 賃貸可能(賃貸希望金額 円/月) 賃貸条件( ) 2 売却可能(売却希望金額 円) 売却条件( )
空き地の状況 ※空き地登録者のみご記入ください。	面積	( )m <sup>2</sup> ( )坪
	希望条件	賃貸・売買・どちらでも可
	希望金額	賃貸( )万円/月 売買( )万円
物件問合わせ先 ※該当番号を○で囲み、その氏名・続柄・電話番号をご記入ください。	1 申込者本人 2 宅建業者等 3 申請者本人以外 (氏名 (続柄) )TEL( )	
特記事項・要望事項等		(例：日貸し、週貸し可能など)

(裏面)

位置図



間取り図







様式第4号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

小林市長



空き家バンク登録完了書

小林市空き家等情報バンク制度要綱第4条第2項の規定による空き家バンクへの登録が完了したので、同条第3項の規定により通知いたします。

- 1 登録番号：第 号
- 2 登録日： 年 月 日
- 3 有効期限： 年 月 日

※登録申込内容に変更等が生じた場合は、速やかに連絡をお願いいたします。

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

小林市長 様

住所

氏名



空き家バンク登録変更届

小林市空き家等情報バンク制度要綱第5条の規定により、下記のとおり登録内容の変更を届出ます。

- 1 登録番号：第 号
- 2 変更内容

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

小林市長 様

住所

氏名

㊟

空き家バンク登録取消届

小林市空き家等情報バンク制度要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり登録の取消しを届出ます。

- 1 登録番号：第 号
- 2 取消理由

様式第7号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

小林市長



空き家バンク登録取消通知書

小林市空き家等情報バンク制度要綱第6条第2項の規定により、空き家バンク登録を取消したので、同条第3項の規定により通知いたします。

1 登録番号：第 号

2 取消理由：

様式第8号(第8条関係)

空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

小林市長 様

小林市空き家等情報バンク制度要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定により、次のとおり「空き家等情報バンク制度」へ登録を申込みます。

受付番号【                      】

氏名	Ⓔ	年齢		備考	
住所					
電話・FAX					
E-mail					
同居する方の構成	続柄		続柄		続柄
	続柄		続柄		続柄
1 ご希望する物件(構造・庭付き・家庭菜園付き・一戸建てなど詳細にご記入ください。)					
2 立地、環境条件(山間部・平野部・市街地・商店街までの距離など詳細にご記入ください。)					
3 賃貸、売買等の条件					
(1) 賃貸	家賃1月当たり		円～	円(賃貸期間 約 年)	
	家賃以外の条件(				
(2) 売買	価格1坪当たり		円～	円(希望坪数 坪)	
	価格以外の条件(				
4 本市に住みたい理由					
5 連絡先(確実に連絡が取れる方法に○を付けてください。)					
( 電話 ・ FAX ・ E-mail ・ 携帯電話(番号 ) )					
6 連絡希望時間帯(      :      ~      :      ) ※曜日指定の場合(                      曜日)					

※小林市個人情報保護条例(平成18年小林市条例第11号)の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。



様式第10号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

小林市長



空き家バンク利用登録完了書

小林市空き家等情報バンク制度要綱第8条第2項の規定による空き家バンクへの登録が完了したので、通知いたします。

- 1 登録番号：第 号
- 2 登録日： 年 月 日
- 3 有効期限： 年 月 日

※登録申込内容に変更等が生じた場合は、速やかに連絡をお願いいたします。



様式第11号(第9条関係)

年 月 日

小林市長 様

住所

氏名



空き家バンク利用登録変更届

小林市空き家等情報バンク制度要綱第9条の規定により、下記のとおり登録内容の変更を届出ます。

1 登録番号：第 号

2 変更内容

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

小林市長 様

住所

氏名



空き家バンク利用登録取消届

小林市空き家等情報バンク制度要綱第10条の規定により、下記のとおり登録の取消しを届出ます。

- 1 登録番号：第 号
- 2 取消理由

様式第13号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

小林市長



空き家バンク利用登録取消通知書

小林市空き家等情報バンク制度要綱第10条第2項の規定により、空き家バンク利用登録を  
取消したので、同条第3項の規定により通知いたします。

1 登録番号：第 号

2 取消理由：